

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第9号

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主任技術者、現場代理人等)</p> <p>第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監理技術者補佐（<u>法第26条第3項ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(主任技術者、現場代理人等)</p> <p>第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監理技術者補佐（<u>法第26条第3項第2号</u>に規定する<u>監理技術者の行うべき職務を補佐する者</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。